

東日本大震災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて

出典:「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2) 平成 23 年4月1日事務連絡(厚労省保険局医療課)」

2011 年 4 月 5 日

3月29日及び4月1日付で、厚生労働省保険局医療課より「診療報酬等の請求の取扱い」について事務連絡が発出され、概算請求の方法等についての取扱いが示された。以下に内容を整理する。

1. 概算請求の取扱いについて

(1) 2011 年 3 月診療分について概算請求を行うための要件

本年 3 月診療分の診療報酬等の請求については、以下 2 点のうちどちらかに該当する場合に、概算請求ができる。

- ・被災によりカルテ及びレセプトコンピュータ等を滅失又は棄損した場合
- ・地震発生直後の診療行為について十分に把握することが困難な場合

(2) 概算請求の具体的な方法等について

具体的には、以下の方法で概算請求を行う。

- ①カルテ等を滅失又は棄損した医療機関(医科・歯科)・保険薬局・訪問看護ステーションについては、3月1～11日の診療分については概算請求ができる。ただし、同月12日以降の診療分については、原則として通常の手続きによる請求となる。
- ②東京都を除く災害救助法適用地域(別添1参照)の医科医療機関が3月12日以降に診療を行った際に、通常の手続きによる請求が困難な場合は、同月分を一括して概算請求できる。
- ③やむを得ない事情がある場合を除き、2011年4月13日(水)までに、概算請求する旨を審査支払機関に届け出る。
- ④2010年11月～2011年1月診療分の支払実績により、以下ア～ウにより算出するため、各医療機関は別紙様式(別添2参照)により届出を行う。ただし、ウを加算できるのは上記②の請求を行う医科医療機関のみ。

ア. 入院分

平成 22 年 11 月～平成 23 年 1 月
入院分診療報酬等支払額

_____ × 平成 23 年 3 月の入院診療実日数 (※)

9 2

イ. 外来分

平成 22 年 11 月～平成 23 年 1 月
外来分診療報酬等支払額

_____ × 平成 23 年 3 月の外来診療実日数 (※)

7 0

※ 上記①に係る概算請求を行う場合は、3月11日までの診療実日数を代入する。

ウ. 平成 23 年 3 月 12 日以降の診療増(入院診療の増加、地震発生直後における時間外

診療分) 及び一部負担金等の猶予分

$$\frac{\text{平成 22 年 11 月} \sim \text{平成 23 年 1 月}}{\text{入院分診療報酬等支払額}} \times \frac{\text{平成 23 年 3 月 12 日}}{\text{以降の入院診療実日数}} \times (0.05 \times 0.038) \\ 92$$

$$\frac{\text{平成 22 年 11 月} \sim \text{平成 23 年 1 月}}{\text{外来分診療報酬等支払額}} \times \frac{\text{平成 23 年 3 月 12 日}}{\text{以降の外来診療実日数}} \times (0.047 \times 0.038) \\ 70$$

- ⑤上記①の該当医療機関で別添 1 以外の地域に所在する医療機関については、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて審査支払機関に提出する必要がある。
- ⑥公費負担医療についても概算請求の対象となる。
- ⑦概算請求を選択した医療機関については、当該概算額が 2011 年 3 月診療分の支払確定額となる。

2. 通常の方法による請求の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限

2011 年 3 月診療分(4 月提出分)に係る診療報酬請求書の提出期限は、東京都を除く災害救助法適用地域の医療機関に限り、同年 4 月 13 日(水)となる。また、提出期限に遅れた分は、翌月以降に提出する。

(2) 被保険者証等を提示せずに受診した患者に係る請求の取扱い

- ①医療機関は、「受診の際に確認した被保険者の事業所等や、当該患者が過去に受診した医療機関への問い合わせ」や「医療機関窓口での確認」等を行い、可能な限り保険者等を記載する。
- ②保険者を特定できた場合は、当該保険者番号をレセプトの所定の欄に記載する。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合は当該記号・番号を記載し、確認できない場合は明細書の欄外上部に赤色で(不詳)と記載する。
- ③保険者を特定できない場合は、「住所」又は「事業所名(患者に確認できた場合は、連絡先も)」について明細書の欄外上部に記載した上で、国保連と支払基金で別々にレセプトを束ねて請求する。また、提出先が不明なレセプトについては、医療機関の判断で基金と国保のどちらかに提出する。
- ④保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法について、国保連分は、当該不明分の診療報酬請求書を作成する方法(通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること)で記載する。支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定の旨を明示し、その横に一括して所定事項(件数、診療実日数及び点数等)を記載する。

※ただし、国保連により取扱いが異なる可能性あり。

(3) 一部負担金支払猶予に関する請求の取扱い

- ①一部負担金支払を猶予された患者については、当該猶予措置等の対象となるレセプトと対

象外レセプトを別々に請求する必要がある。具体的には以下ア或いはイの対応となる。

ア．猶予措置対象レセプトについては、レセプト欄外上部に赤色で^①と記載した上で、同一患者について猶予措置等の対象外レセプトがある場合にはこれらを2枚1組にし、通常のレセプトとは別に束ねて提出。

イ．同一患者について猶予措置等に関する診療かどうか区別が困難な場合には、当該レセプト欄外上部に赤色で^②と記載するとともに、震災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載の上で提出。

②一部負担金等の猶予をした場合には、患者負担分がゼロとなるため、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業【法別番号51】等の「公費併用レセプト」となるもの）の対象にならない。そのため、従来は公費併用レセプトとして請求していたものについても、レセプトは医保単独とし、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載しなくてよい。

③入院分について、例えば、月末に一括して3月診療分の支払を受ける場合であっても、一部負担金等の支払猶予対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分である。また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払猶予対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することになつてからの診療分である。

※被保険者証の記号・番号は不明で、かつ、一部負担均等を猶予した場合には^{不詳} ^①と記載する。

※一部負担金等とは、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額等をいう。

（4）調剤報酬、訪問看護療養費について

診療報酬の請求と同様の取扱いとなる。

3. レセプト電算処理システムの取扱いについて

（1）請求方法

保険者が特定できない患者については、紙レセプトで請求する。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合は、電子レセプトでも構わない。なお、電子レセプトによる請求方法については^{別添3}を参照されたい。

（2）4～5月診療分の取扱いについて

厚労省より別途連絡が出される予定。

以上

別添 1 一部負担金の減免・猶予の特例措置の対象地域

| | |
|---|---|
| 岩手県 | 全 34 市町村 |
| 宮城県 | 全 35 市町村 |
| 福島県 | 全 56 市町村 |
| 青森県 | 八戸市、上北郡おいらせ町 |
| 茨城県 | 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町 |
| 栃木県 | 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町 |
| 千葉県 | 旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市 |
| ※平成 23 年 3 月 24 日 12 時 00 分現在（厚労省報道発表「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（第 11 報）」より）。追加して適用があれば当該適用市町村を含む（地震の発生以後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）。 | |
| 長野県 | 下水内郡栄村 |
| 新潟県 | 十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町 |
| ※平成 23 年 3 月 12 日 17 時 00 分現在。追加して適用があれば当該適用市町村を含む（地震の発生以後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）。 | |
| 原子力発電所の事故による避難及び屋内退避の対象地域 | 原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示対象については、現時点では、東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の住民の方、福島第二原子力発電所から半径 10km 圏内の住民の方が対象となっている。また、福島第一原子力発電所から半径 20km 以上 30km 圏内の住民の方で屋内退避の指示が出されている方についても 3 月 23 日付けで対象に追加された。ただし、避難又は屋内退避指示の対象地域以外の住民の方で、自主避難されている方は依然として対象外のままである（3 月 25 日現在）。 |

※原発事故による避難及び屋内退避対象地域の詳細については、次表を参考にされたい。

1 避難対象市町村(～20km)

| | |
|------|---|
| 南相馬市 | 【小高区の全部】 原町区小沢 原町区堤谷 原町区江井 原町区下江井 原町区小木 ^延 原町区鶴谷 原町区高 原町区益田 (追加) 原町区米々沢 (追加) 原町区小浜 (追加) 原町区雫 (追加) 原町区大甕 |
| 浪江町 | 井出 請戸 牛渡 大堀 小野田 小丸 加倉 苅宿 川添 川房 北幾世橋 幾世橋 権現堂 酒井 酒田 末森 高瀬 田尻 立野 棚塩 中浜 西台 昼曾根 樋渡 藤橋 室原 両竹 谷津田 |
| 双葉町 | 【全部】 |
| 大熊町 | 【全部】 |
| 富岡町 | 【全部】 |
| 楡葉町 | 【全部】 |
| 広野町 | 上北迫 下北迫 広洋台 工業団地 |
| 葛尾村 | 落合 葛尾 |
| 川内村 | 田ノ入 五枚沢 上滝 毛戸 (追加) 上川内字炭焼場 |
| 田村市 | 都路町古道 |

2 屋内待避対象市町村(20～30km)

| | |
|------|---|
| 南相馬市 | 【原町区のうち1を除くすべて】 鹿島区小島田 鹿島区塩崎 鹿島区大内 鹿島区烏崎 鹿島区川子 (追加) 鹿島区南右田 (追加) 鹿島区江垂 (追加) 鹿島区寺内 (追加) 鹿島区小池 |
| 飯館村 | 蕨平 (追加) 長泥 |
| 浪江町 | 赤宇木 下津島 南津島 津島 |
| 広野町 | 【1を除くすべて】 (記載方法修正) |
| 葛尾村 | 【1を除くすべて】 (記載方法修正) |
| 川内村 | 【1を除くすべて】 |
| 田村市 | 都路町岩井沢 常葉町堀田 常葉町早稲川 常葉町小松山 滝根町神俣 船引町横道 |
| いわき市 | 久之浜町末続 久之浜町金ヶ沢 久之浜町西1丁目 久之浜町西2丁目 久之浜町西3丁目 久之浜町久之浜 久之浜町田之網 大久町大久 大久町小久 大久町小山田 川前町下桶売 川前町小白井 小川町上小川 (追加) 川前町川前 (追加) 四倉町玉山 |

別添 2

(別紙)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による
診療報酬請求に関する届出書(平成 23 年 3 月診療分)

| 保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード | | | | | | | |
|---|--------------------|-----------|-----------|--------------------|--------------------|----------------|----------------|
| <p>東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p> | | | | | | | |
| <p>平成 年 月 日</p> | | | | | | | |
| <p>保険医療機関等の 所在地 及び 名称 :</p> | | | | | | | |
| <p>開設者名・事業者氏名 : 印</p> | | | | | | | |
| <p>審査支払機関 殿</p> | | | | | | | |
| <p>1 次のうち、該当するものに○を付すこと。</p> <p>ア 診療録が滅失又は棄損した保険医療機関、保険薬局等（3月12日以降診療を行った医科に係る保険医療機関については、同日以降の診療について通常の方法で請求するもの）</p> <p>イ 災害救助法適用地域（東京都の区域を除く）に所在する保険医療機関（医科）であって、3月12日以降に診療を行い、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、3月の1ヶ月分を通して概算による請求を行うもの</p> | | | | | | | |
| <p>2 平成 23 年 3 月の診療実日数を記入すること。</p> <p>[入院・外来別診療実日数]</p> <table><tbody><tr><td>(外来診療実日数)</td><td>(入院診療実日数)</td></tr><tr><td>3月分 ____ 日間(11日以前)</td><td>3月分 ____ 日間(11日以前)</td></tr><tr><td>____ 日間(12日以降)</td><td>____ 日間(12日以降)</td></tr></tbody></table> | | (外来診療実日数) | (入院診療実日数) | 3月分 ____ 日間(11日以前) | 3月分 ____ 日間(11日以前) | ____ 日間(12日以降) | ____ 日間(12日以降) |
| (外来診療実日数) | (入院診療実日数) | | | | | | |
| 3月分 ____ 日間(11日以前) | 3月分 ____ 日間(11日以前) | | | | | | |
| ____ 日間(12日以降) | ____ 日間(12日以降) | | | | | | |

別添3

別添

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡3(2)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する
- 被保険者証の「記号」は記録しない
- 「番号」は「999999999(9桁)」を記録する
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡3(2)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない
 - 「番号」は「999999999(9桁)」を記録する
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する

3. 事務連絡3(2)④関連

本事務連絡3(2)④において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」に「3:支払猶予」、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」に「3:支払猶予」、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡3(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。